

「カルト問題から考えるキリスト教社会倫理の課題」研究会
カルト問題を契機にカトリック教会を考える

石川 治子

「カルト問題から考えるキリスト教社会倫理の課題」研究会に加えていただき、改めて教会の歩みを見つめ直す機会が与えられたことに感謝しています。カトリック教会の歴史を振り返ると、時代によってはカルト的傾向を帯びた側面が見られ、その後に改革が試みられてきたものの、十分に浸透しないまま今日に至るまで課題として残っている部分があるように思われます。本稿では、これらの歴史を簡潔に整理しつつ、現在も続く今日的課題を検討し、将来の教会のあり方について展望したいと考えます。

目 次

- A. カトリック教会の歴史を振り返る
 - 1. カルト的傾向が現れた主な契機
 - 2. 近代社会の流れに対する対応
 - 3. 近代社会におけるカトリック教会の自己認識

- B. 改革への動き
 - 1. 第二バチカン公会議に向かって
 - 2. 第二バチカン公会議を指導した教皇と文書
 - 3. 公会議後の動き
 - 4. 現在の教会

- C. 性虐待事件に現れた教会の問題
 - 1. 性虐待事件の発覚
 - 2. 教会の性虐待問題への対応と事例
 - 3. 日本の教会の対応と対策

- D. カルト的性格からの脱却
 - 1. 聖職者主義からの脱却の必要性

2. 前教皇フランシスコによるシノドスのイニシャティブ

E. 真の教会になるために

1. 教会に必要な根本的姿勢
2. 改革への道

A カトリック教会の歴史を振り返る¹

1. カルト的傾向が現れた主な契機

十字軍（11世紀）の動きの中で、異教徒の土地を征服することが信仰の証しであると考えられるようになった。また、聖地巡礼が盛んになり、キリスト教徒は宗教的な優越感を抱くようになっていった。

- ①その後、社会全体がキリスト教化され、教会の権威が拡大すると、異端者などの他者は排斥されるようになった。1163年のツールの教会会議によって異端者に対する取り調べが制度化され、異端審問が行われるようになった。
- ②免罪符の乱用、聖職者の墮落、さらには聖職売買に象徴される教会の腐敗に対する批判として、ルターに端を発する宗教改革が起こった。諸宗教改革を通じて、「教会の権威は絶対ではない」という認識が形成され、これが個人の自由の尊重や民主主義の発展へとつながっていった。その後、フランス革命（1789—1799年）を契機として自由や平等の理念が社会的に顕在化すると、これらを危険視した教会は、正統な教義と信仰生活を当時の社会思想から守ろうとするあまり、時に弾圧的な姿勢を強めるようになった。その結果、教会は社会に対して排他的で護教的、かつ内向きな性格を強めていった。

2. 社会の流れに対する対応

このような近代社会の潮流に対応するため、歴代教皇は、教皇を中心として全世界の教会を結束させることによって近代社会に対処しようとした。その過程で、ローマ教皇庁（バチカン）を頂点とする中央集権的体制が次第に確立されていった。

①教皇ピオ9世（在位1846年-1878年）

近代主義の影響からカトリック教会を守るべきという強い使命感を持っていた。

1864年に『誤謬表』を発表し、合理主義、自由主義、国家社会主義、資本主義など、近代社会を特徴づける思想や体制が80項目にわたって断罪された。

さらに第一バチカン公会議(1869—1870年)において教皇不可謬性が宣言され、教皇の教導権は決定的に強化された。この文脈において、教皇が最高の価値として重視した徳は、教会に対する従順であった。

②教皇レオ13世(在位1878年-1903年)

産業革命によって生活様式が大きく変化し、貧困と悲惨な状況に置かれた労働者の権利を擁護するため、社会主義や共産主義といった思想が登場した。こうした社会的混乱に対し、教皇は1891年回勅「レールム・ノヴァールム」を發布し、産業革命によって生じた社会問題に対して教会自身も責任を負っていることを認め、社会正義と社会秩序の実現に向けた取り組みに目を向けるよう促した。この回勅は、社会問題に対する教会の基本姿勢を明示した文書として、今日に至るまで高く評価されている。

しかしその一方で、聖霊の導きのもとに記された聖書には一字一句の誤りもないとする聖書不謬性が強調され、聖書の歴史的・批判的研究に対しては強い警戒が示された。また、古代教父やスコラ神学、伝統的教義への回帰が求められ、とりわけトマス・アキナスを「永遠の導き手」として重視する姿勢が明確に打ち出された。

③教皇ピオ10世(在位1903年-1914年)

このような状況のもとで、神の導きによるカトリック教会の教導権はすべての人にとって不可欠であり、人々は教会の指導に従うことによってのみ救いに与ることができる、という排他的な救済理解が強調されていった。この方針は後継の教皇にも継承され、近代主義に対する締め付けはいつそう強化された。とりわけ近代主義の65命題が断罪され、カトリック教会の全司教・司祭・教職者に対して、近代主義に反対する誓約が義務づけられた。また、各司教区には検閲制度を設けるよう指示され、その結果、近代主義的傾向を有すると見なされた多くの聖職者が検邪聖省の監視対象、あるいはリストに掲載されることとなった(後の教皇ヨハネ23世もこのリストに含まれていた)。

④教皇ベネディクト15世(在位1914年-1922年)

第一次世界大戦において教皇は中立の立場を堅持し、和平案を提示したものの、ほとんど顧みられることはなかった。

⑤教皇ピオ11世(在位1922年-1939年)

絶対国家主義的なファシズムよりも、無神論、共産主義、社会主義、さらには信徒による労働運動に対して強い警戒と嫌悪を示していた。こうした状況

の中で、1929年にはイタリア政府とラテラノ条約を締結し、これによりバチカン市国の独立が国際的に承認された。

⑥教皇ピオ12世（在位1939-1958年）

新たな神学的展開に対して強い警戒感を示し、創造的・実験的な神学に対しては否定的な態度をとった。その一例として、ピエール・テイヤール・ド・シャルダン²の著作は出版禁止とされ、また社会の現実に深く関わろうとした労働司祭運動も禁止された。さらに、カトリック教会のみが真理の完全な保持者であるとの自己理解に基づき、他教派との教会一致運動に対しては消極的な姿勢を維持した。

同時に、教会は国家との協調を重視し、国家と対立するよりも、教会は国家と共存し得る存在であるという認識を有していた。

3. 近代社会におけるカトリック教会の自己認識

自由と平等の意識の高まり、科学の発展、資本主義の進展といった新たな社会的力に直面して、カトリック教会は自己の立場と役割をどのように認識していたのか。その自己認識は、以下のように整理することができる。

- ①カトリック教会を介してのみ救いが与えられる。カトリック教会だけが絶対不変の真理の保持者である。教義も不変である。
- ②教皇の権限：教会の頂点に立つ教皇は、全世界の教会に直接指導する普遍的な権限をもつ。教皇は不可謬の恵をもつ。教皇を中心にした徹底した中央集権主義を貫く。
- ③近代社会に対して教会は、自由や平等といった理念、実証科学や合理主義を、人々を信仰の道からそらす有害なものともみなした。特に神の存在を否定する共産主義は、悪であり誤謬であるとされた。誤謬には自己弁明の権利はなく、誤謬の中にある人々との対話や共存も否定された。
- ④教会は内部規律の強化を進め、検邪聖省を通じて教義統制を厳格化した。その中で、教皇および聖職者への従順が最高の徳とされ、エキュメニカルな対話運動や教会一致運動は認められなかった。さらに、他宗教に対しても排他的で否定的な立場が貫かれた。
- ⑤神学生たちは、非歴史的な哲学・神学であるネオ・トミズムやスコラ哲学を学ぶことが義務づけられた。
- ⑥教会は、近代科学や考古学などの研究手法や成果を聖書研究に取り入れるこ

とに警戒的であった。また、エキュメニカルな対話運動や教会一致運動は認められず、他宗教に対しても否定的な立場がとられた。

B. 改革への動き³

1. 第二バチカン公会議に向かって

愛国心を肯定的に煽動し、対共産主義を口実として戦争への参戦を正当化する一方で、世界的混乱に対して実質的に無力であり、結果として世界大戦を現実的に肯定してしまった教会は、果たして世界にとって意味ある存在であったのか——このような新たな問いが提起されることとなった。

2. 第二バチカン公会議を指導した教皇と文書

教会内に長年累積してきた諸問題を根本から再検討し、教会の刷新（アジョルナメント）を目指して、第二バチカン公会議は1962年から1965年にかけてバチカンで開催された。

①教皇ヨハネ 23 世（在位 1958 年 -1963 年）

- 教皇ピオ 12 世の後継者として選出された教皇ヨハネ 23 世は、高齢であったことから当初は大きな改革を行わない「中継ぎ的存在」と見なされていた。しかし彼は、「教会に社会の風を入れる」との方針を掲げて公会議を招集し、教会を画期的な刷新運動へと方向づけた。その基本姿勢は、現代社会と世界のただ中であって人々と同じ立場に立ち、共感する能力を養うことにあり、従来の教条主義、護教的態度、社会に対する独善主義、他宗教を否定する姿勢、さらには信仰における無批判的な従順を転換し、教会の体質そのものを変革しようとするものであった。
- しかし、この方針を十分に理解しない枢機卿や大司教も多く、教会内には相当な反対の動きが存在していた。そのような状況の中で、教皇ヨハネ 23 世は回勅『マーテル・エト・マジストラ』（1961 年）を公布し、近代主義を断罪してきた歴代教皇の諸教書の立場を、言外において相対化する姿勢を示した。同回勅においては、良心の自由を含め、人間一人ひとりが社会と歴史に対して負う責任が強調されている。
- 1963 年に回勅『パーチェム・イン・テリス』を公布し、信教の自由を明確に認めるとともに、共産主義者との対話の可能性をも肯定した。それまでの回勅

- が主としてカトリック信者に向けて発せられていたのに対し、この回勅は「すべての善意ある人々」に宛てられた点において、画期的な意義を有している。
- －公会議準備段階における教皇庁の護教的姿勢を明確に批判し、公会議の目的が教会一致にとどまるものではなく、全教会の刷新にあることをはっきりと示した。そして司牧的観点から、現代世界に応答する教会への適応と刷新を目指すよう、全司教に対して要請した。

②教皇パウロ6世（在位1963年-1978年）

- －ヨハネ23世の没後に教皇に就任したパウロ6世は、公会議を引き継ぎ、第二会期の開会ミサにおいて「教会と現代世界の架け橋となろう」と呼びかけた。さらに、それまで教皇庁の大司教や司祭を中心に構成されていた諸委員会を解散し、新たな人選によって10の委員会を編成・設置した。これらの新委員会が叩き台を作成し、全体会議に提案する方向へと転換が図られた。

③公会議で発布された文書

- 公会議で発布された文書は16文書あり（4憲章、9教令、3宣言）、そこで新しい教会の姿勢が打ち出された。その主なものは、以下の文書である。
- －『教会憲章』は、従来のピラミッド型教会観からの転換を示し、教会を「神の民」として理解する視座を提示した。同憲章は、教会の基本的使命、尊厳、義務、責任がすべての信者に等しく与えられていることを強調している。
 - －『典礼憲章』は、典礼における各国語の使用を認めることによって、従来の中央集権的かつ画一的な発想から転換し、地域や文化に根ざした多様な信仰表現を正当なものとして承認した。
 - －『神の啓示に関する教義憲章』（通称「啓示憲章」）は、現代の聖書学および歴史学の研究成果を積極的に取り入れた公会議文書であり、批判的聖書研究に対して長らく懐疑的であった従来の姿勢からの転換を示した。また同憲章に見られる「対話」への呼びかけは、教会のみが真理の保持者であり、教え導く義務と権利を独占し、「誤謬には権利がない」「教会への従順こそ最高の徳である」としてきた従来の立場を相対化するものであった。そこでは、各人の良心への敬意が重んじられ、他者とともに歩む道を見いだそうとする姿勢が明確に示されている。
 - －『信教の自由に関する宣言』は、個人および集団における信仰の自由を明確に

認め、すべての宗教団体が正当な公共秩序を乱さない限り、それぞれの原理に基づいて自らを組織する権利を有することを明言した。この宣言は、かつて『誤謬表』によって示されていた宗教的自由への否定的立場からの決定的な転換を意味している。

- －『エキュメニズムに関する教令』は、従来の独善的姿勢を改め、教会一致運動の目的を、他の諸教会がカトリック教会に「復帰」することに置くのではなく、互いを兄弟的な教会共同体として再認識し、対話と協力を通して一致を目指すことにあると明確にした。
- －『現代世界憲章』は、現代世界に生きる人々と「共に生きる」教会へと転換する姿勢を明確に打ち出した公会議文書である。その冒頭の言葉は、今日に至るまで繰り返し引用されている。「現代人の喜びと希望、悲しみと苦しみ、特に貧しい人々とすべて苦しんでいる人々のものは、キリストの弟子たちの喜びと希望、悲しみと苦しみでもある。真に人間的な事からで、キリストの弟子たちの心に反響を呼び起こさないものは一つもない。」この一節は、教会が世界から距離を置く存在ではなく、歴史と社会の現実のただ中で人間の尊厳に連帯する存在であることを象徴的に表現している。

3. 公会議後の動き

この公会議の方針は画期的であったが、残念ながらその内容が全世界の教会に十分に浸透したとは言い難い。共同体性や対話の重要性が説かれたものの、実際には十分に定着せず、従来のピラミッド型組織が多く場で引き継がれた。以下に、その旧態然とした姿を示す。

- ①依然としてスコラ神学が主流であり、その発想から抜け出られない。特に神学校の教科が刷新されていない。
- ②男性のみの司祭職への疑問は問われず、聖職者主義が温存されたままである。
- ③教義を聖書の光から見直そうという動きは未達である。聖書学を究める人が少ない。

4. 現在の教会

前教皇フランシスコは、社会的視点を前面に打ち出しながら教会を導いてきた。とりわけ貧困や格差、環境問題に強い関心を示し、世界の教会に対して、人間同士の交わりにとどまらず、自然界との関係性をも重視するよう促した。その姿勢は、

回勅『ラウダート・シ』（2015年）に象徴されるように、産業文明がもたらした環境破壊や社会的不正義に対し、教会が倫理的責任を負うことを明確にするものであった。

フランシスコ教皇を引き継いだ教皇レオ14世は、回勅『レールム・ノヴァールム』（1891年）において、産業革命によって混乱する社会に対して教会も責任を負うことを明確にし、社会正義と社会秩序の実現に向けた取り組みを促したレオ13世を意識して、この教皇名が選ばれたと考えられる。この点から見て、社会問題に対する基本的姿勢を象徴的に示すものと評価することができよう。しかしながら、フランシスコ前教皇の積極的かつ明確な社会的発信と比較すると、現時点では新教皇独自の特徴はなお十分に明らかになっていない。

他方で、聖職者による性虐待問題については、一定の制度改革や意識変化が見られるものの、世界的にはなお対応が十分に徹底されているとは言い難く、教会全体にとって依然として深刻な課題として残されている。

C. 性虐待事件に現れた教会の問題

1. 性虐待事件の発覚

- ・2002年 米国のボストン グローブ紙が カトリック神父が130人以上の未成年者に性虐待を行っていたことをスクープ。（参考：映画「スポットライト」）
- ・その後、ドイツ、アイルランド、オーストラリア等々での告発が続き、世界的な問題となる。
- ・事件発覚後も教会指導者は直面しないことが多い。単なる人事異動で対応し、加害を増加させるという問題が多発した。
- ・加害問題だけでなく教会の隠蔽体質も問題であり、司教の責任が問われる。

2. 教会の性虐待問題への対応と事例

①教皇（ヨハネパウロ2世、ベネディクト16世、フランシスコ）

歴代の教皇はこの問題を深刻に受け止め、さまざまな指示や方針を発出し てきたが、現場レベルでの対応は必ずしも十分に進展しているとは言い難い。

②日本カトリック司教団の動き

アメリカにおける動向を受け、日本においてもアンケート調査が実施され、各教区司教に対して状況が問われた。その結果、ほとんどの教区からは「該

当事例はない」との回答が寄せられたが、それでもなお数件の事例が報告されたことが公表されている。ただし、「ない」とする回答については、必ずしも問題が存在しないことを意味するのではなく、司教のもとに報告が上がっていないために把握されていない可能性が高いと推察される。

それを受けて2002年6月21日、司教団は「子どもへの性的虐待に関する司教メッセージ」を発表した。その内容は以下の通りである。

- 日本でも不幸にして虐待事例が確認されたことを受け、これまで十分に責任を果たしてこなかったことを反省し、真摯に取り組むことを表明した。
- 司教は被害者に誠実に対応するとともに、加害聖職者には厳正に対処することを約束した。
- 神学校や聖職者養成に力を入れ、子どもの人権擁護のための活動に注力する。
- 被害者の立場に立ったケアを実施する。
- 教会の刷新に励む。

③いくつかの事例

1960年代から70年代にかけての宣教師に関する事例の中には、疑惑が指摘された宣教師が帰国後に死亡し、その結果、事実関係の詳細が解明されないまま残されたケースも存在する。

判明している事例のごく一部ではあるが、以下に代表的なケースを示す。

- ある幼稚園で起きた事件では、同僚のシスターが異変に気づき司教に訴えた結果、その宣教師は直ちに帰国措置が取られた。しかし帰国後、本国において同様の事件を再び起こし、警察に逮捕された際、日本での行為についても自白したことが明らかになっている。この事例は、加害者を異動させることで問題を処理した結果、被害が拡大した典型例であるといえる。その後、教会側は被害者に向けて名乗り出るよう呼びかけを行ったが、結果として被害者は現れなかった。
- ある教区では、加害者である神父が行為を認め、被害者およびその両親の前で土下座して謝罪するという事例があった。加害司祭自身が行為を認めたにもかかわらず、司教はこれを事実上不問に付し、加害者の反省や更生のための具体的な措置を講じることなく、新たな任地へ派遣した。その結果、加害者は次第に自らの行為を否定するようになっていった。この事例は、適切な処遇と責任追及を欠いた教会の対応が、加害者の認識を歪め、問題の再発や深刻化を招きうることを示している。

- ある教区では、司祭が夏のキャンプにおいて外国籍の子どもに対して加害行為を行った事例があった。司教は被害者の心理的ケアのため、カウンセリング費用として補償金を支払ったが、加害者に対しては主任司祭の職を解かれたにとどまり、体系的な治療やリハビリの機会が十分に与えられないまま、司祭職に留まり続ける結果となった。この対応は、被害者支援と加害者処遇の双方において一貫した基準が欠如していることを示している。
- 数件の事案が裁判に持ち込まれている。これらはいずれも、初動対応において教会側が適切な判断を欠いたことにより問題が深刻化し、結果として訴訟に至ったケースであると考えられる。とりわけ、教会が自己防衛的な対応に傾き、被害者に寄り添う姿勢を十分に示すことができなかつた点が、事態を複雑化させた主要な要因として指摘できる。

3. 日本の教会の対応と対策

2002年6月21日に「子どもへの性的虐待に関する司教メッセージ」が発表されたことを契機として、日本の司教団は「子どもと女性の権利擁護のためのデスク」を設置し、本格的な対応に乗り出した。同デスクは、啓発を目的とした各種冊子の作成・配布を行うとともに、被害者からの相談を受け付ける窓口としての役割を担うようになった。また、教皇庁から示される諸指示や方針にも対応しながら、制度的整備と意識改革を進めてきた。

- ① 2006年 『セクシュアル・ハラスメントに気づくことからあらゆる暴力にNO!という教会を目指して』
- ② 2009年 『教会が子どもの権利を守るために 性的暴力への対応の手引』
- ③ 2013年 『聖職者による子どもへの性虐待に対応するためのマニュアル』
- ④ 2017年 『聖職者による子どもへの性虐待に対応するためのマニュアル』(刑法改正による)改訂
- ⑤ 2021年2月17日「未成年者と弱い立場におかれている成人の保護のためのガイドライン」が司教総会で承認された。監査の項で「日本カトリック司教協議会は、各教区における本ガイドラインの遵守状況を確認し、監査結果を公表する」と明記された。しかし実際には何も動いていないように見える。司教や司祭の意識によって周知されない教区が多々ある。
- ⑥ 2022年度第1回臨時司教総会(2022年7月開催)において「未成年者と弱い立場におかれている成人の保護のためのガイドライン運用促進部門」が設

置され、カトリック教会としての体制づくり、聖職者による性虐待、性暴力の関連事項は、この部門に移管された。

- ⑦この背景には、聖職者主義の蔓延がある。司教協議会には「子どもと女性の権利擁護のためのデスク」が設置され、被害者への寄り添いや啓発活動を行っている。しかし、加害者が司祭である場合、デスクだけでは十分な追及が困難であることが経験的に明らかになった。そのため、加害聖職者に対応する特別な部門を新たに設置することとなった。

D. カルト的性格からの脱却⁴

1. 聖職者主義からの脱却の必要性

- ①「聖職者主義は、司祭自身にも信徒からも好まれるとしても、教会の体を引き裂き、今日糾弾している悪事の多くを生み、その永続を助長します」（『神の民にあてた手紙』2018年8月20日と sinodos74）とフランシスコ教皇は聖職者主義に対峙する姿勢を出した。
- ②日本の教会においては、司祭が叙階された途端に「神父様」と呼ばれ、特別な敬意をもって扱われる文化が存在する。このことが、司祭自身に無自覚な優越感や特権意識を生じさせる危険性を内包しており、構造的な落とし穴となり得る。もし司祭が常に謙虚さを保ち、自らを共同体の奉仕者として位置づけることができるならば、性虐待事件やその対応において顕在化してきた権力や権威の濫用、隠蔽体質、秘密主義といった誘惑からも解放される可能性が高まるであろう。
- ③さらに近年、日本人司祭の減少に伴い、外国から派遣される宣教師の比重が高まっている。宣教師が育ってきた文化や教会状況によって司祭像には大きな差異があり、中には聖職者主義を色濃く体現した姿勢をとる外国人司祭も少なくない。そのため、教会全体として聖職者主義を克服していくことは、現実的には容易ではなく、長期的かつ粘り強い取り組みを要する課題である。

2. 前教皇フランシスコによるシノドスのイニシャティブ

従来、シノドスというのは、数年に一度司教たちの代表者がバチカンに集まり、一定のテーマについて話し合い、最後に教皇がまとめとして教令を發布するものであった。

しかし、今回のシノドス（2021～2024年）は、バチカンと地方教会との間で意見のやり取りや意見聴取が行われ、それをもとに討議が進められた。従来は最終文書が完成した後、教皇が修正・加筆して発表していたが、今回は教皇フランシスコが最終文書（1～155項）をそのまま受け入れ、発布した。

今回は、参加者が聖職者に限られず、男女の修道者および信徒を含む構成となっていた。また、会議場の設えも象徴的であり、階段教室型の会場で議長席に権威者が並ぶ従来の形式ではなく、フラットな大会場において参加者が丸テーブルを囲み、全員が対等な立場で討議を行った。さらに、投票権も司教に限定されず、司教以外の参加者にも付与された。

このような運営形態は、聖職者か信徒か、男女の別を超えて、すべての参加者が神の前において平等であり、共に分かち合い、共同で識別することの重要性を可視的に示すものであった。

①隠蔽体質からの脱却を目指す

性虐待問題をめぐっては、教会における隠蔽体質がとりわけ重大な問題として指摘されている。教区の安定を優先するあまり、事件の公表や適切な対応を避け、結果として隠蔽に走ってしまう司教が存在することは否定できない。さらに、この問題において、加害者を擁護する立場に立ち、意図せず被害者に二次的被害をもたらす信徒が存在することも、否定できない。

こうした傾向に対して、教皇は繰り返し警鐘を鳴らし、隠蔽を許さない姿勢と被害者に寄り添う対応の必要性を強調してきた。「福音的に適正な意味での透明性は、プライバシーや守秘義務の尊重、個人の保護およびその尊厳と権利の保護を損なうことはありません。しかしながら、そうした秘密保持の姿勢が福音に反する行為を正当化したり、不正を隠蔽する口実になったり、悪に立ち向かう行動を回避する手段となることは決して許されません。」（教皇フランシスコ）。（シノドス文書 96）

②女性の地位と役割に焦点が当てられた

—2024年7月9日にシノドス事務局から第二会期の討議要綱（Instrumentum Laboris）が発表された。そこでは「カトリック教会の内部意思決定プロセスにおける重大な変化」が明らかにされた。その第一のポイントが「教会活動への女性の参加」。バチカンのシノドス事務局長は「教会の識別プロセスへの女性の幅広い参加」を推奨し、また女性が教区、神学校等で「責任ある地位」に就き、「教会法のプロセスにおける裁判官」としての役割を担うことを提案

していた。

- しかし、日本の教会の対応は全体として極めて遅れていると言わざるを得ない。制度として司祭職が男性に限定されていることを当然視し、その前提自体を問い直してこなかった点に、根本的な問題がある。男女を問わず、多くの信徒が、男性中心主義に基づく神学的理解や聖書解釈、教会慣行を批判的に検討することなく受容してきた。その結果、権威や役割の非対称性が固定化され、教会内部の諸問題を見えにくくしてきたと考えられる。
- 日本の教会における女性に対する感覚、ひいては信徒参加に対する意識のあり方は、今回のシノドス準備過程において象徴的に表れたと言える。今回のシノドスは、「共に歩む教会」という理念のもと、教会全体を巻き込み、信徒一人ひとりの声に耳を傾けることを目的として準備が進められた。しかし日本においては、実際に対話や分かち合いを行った小教区は限られており、複数の教区では「シノドス」という言葉自体を聞いたことがないという信徒が存在していたほどである。
- したがって、2022年8月にバチカンに提出された日本の教会の回答は、その作成過程において女性が実質的に関与していたのかどうかを疑問視させる内容であった。教会における女性のより積極的な関与を求める意見も少なからず出されていたにもかかわらず、それらの声は最終的な文書にはほとんど反映されていない。こうした点から見ると、編集作業や最終的な取りまとめの段階に女性がどの程度関与していたのかについては、大きな疑問を抱かざるを得ない。
- 2022年10月24日に次段階の大陸ステージの作業文書：『あなたの天幕に場所を広く取りなさい』がシノドス事務局から発表された。この文書には、多くの司教協議会からの回答として、「聖職者主義」および「女性の参加」に関する指摘が数多く盛り込まれている。たとえば、聖地からの意見として次のような声が引用されている。「ほとんどすべての意思決定者が男性である教会では、女性が声を上げることのできる場はほとんどない。しかし女性は教会共同体を支える存在であり、実践的な信者の大部分を占め、教会の中でもっとも活動的なメンバーである」。また韓国からは、「教会のさまざまな活動に女性が参加しているにもかかわらず、重要な意思決定プロセスから排除されていることが多い。したがって教会は、彼女たちの活動に対する認識と制度的側面を改善する必要がある」との指摘がなされている。これに対して、日

本の司教団からは同様の問題提起がなされておらず、その結果、この文書において日本からの声は引用されていない。この事実は、日本の教会が聖職者主義や女性の参加という課題を十分に自覚していないのではないとも言わざるを得ない。

- 2023年1月15日の大陸ステージの作業文書に対する日本の応答では、流石に「聞く」という項で女性について触れ、「伝統的に日本社会は男性中心。しかし信仰の共同体の中には多くの女性たちがいる。それでも男性の視点で物事が決められてしまう。女性たちの意見に耳を傾ける必要があるだろう」と述べた。しかし「必要がある」とどうして断言しないのか、歯痒いばかりである。また「多くの人々と共につくる教会」の項では、「教会に集ったわたしたちの目の前にいる人こそが、神さまからのギフトとして与えられたもの」とあるが、目の前にいる女性のことを本当に神様からのギフトとして意識しているだろうか。「女性の参加について再考する」という項が作業文書の60番から65番迄あるのに、それに呼応する文言は日本の応答には全くでてこない。
- 地方教会レベル、大陸レベルでの出会いと対話を経て、世界レベルであるシノドス第一会期は2023年10月に開催された。そのまとめの中の「教会の生活と宣教における女性」に検討課題として、「女性が意思決定過程に参加し、司牧活動と奉仕職において責任ある役割を担うことができるように確約することが緊急に必要」(9)との提案がなされた。教皇は、教皇庁内で責任ある地位に就く女性の数を増やしてきたことに言及し、同様の変化が教会生活の他のすべてのレベルにおいても起こるべきであると述べた。そのうえで、必要であれば教会法の条文自体も変更される必要があるとして、制度的改革にまで踏み込んだ姿勢を明確にした。
- しかし、2024年6月28日付で提出された日本の回答では、日本の教会が目指す「ともに歩む」教会の現状を報告し、今後の課題についても言及しているものの、『すでに日本のカトリック教会は「ともに歩む」という「シノダリティ」を生きてきた…』と記され、あたかも問題が存在しないかのような、優等生的な回答となっている。
- 7月9日にシノドス事務局から第二会期の討議要綱 (Instrumentum Laboris) が発表された。そこでは「カトリック教会の内部意思決定プロセスにおける重大な変化」が明らかにされた。その第一のポイントが「教会活動への女性の参加」。バチカンのシノドス事務局長は「教会の識別プロセスへの女性の幅

広い参加」を推奨し、また女性が教区、神学校等で「責任ある地位」に就き、「教会法のプロセスにおける裁判官」としての役割を担うことを提案した。

- 一 第二会期は、2024年10月2日から27日まで開催された。開会前夜には、悔い改めと赦しを願う祈りの集いが行われ、司祭による性虐待を受けた人々や移民など、教会や社会の中で深い苦しみを負わされてきた人々が、自らの経験を証言した。参加者はこれらの声に静かに耳を傾けた。その後、数名の枢機卿が教会を代表して発言し、性虐待、権力の悪用、いのちの尊厳に対する認識の欠如、女性への尊重の欠如や搾取などが人々にもたらしてきた傷と苦しみを具体的に挙げ、それらについて神の赦しを願ったとされる。この出来事は、教会が自らの過ちと向き合い、公の場で悔い改めを表明したという点において、きわめて画期的な意義をもつものであった。
- 一 シノドス最終文書では、制度的な女性登用については引き続き検討課題とされているものの、教会における女性の役割とその重要性については、従来よりも明確に言及されている。このような画期的な会議の展開には大きな希望を見いだすことができる。しかしその一方で、シノドス全体に見られる活発な議論と刷新への動きと、日本の教会の受け止め方や具体的対応との間には、依然として看過できない乖離が存在するように思われる。

E. 真の教会になるために

1. 教会に必要な根本姿勢

聖職者主義、教条主義、隠蔽傾向、男女の不平等、そして性暴力・性虐待への不十分な対応など、教会にカルト的傾向をもたらしてきた諸要因に対して、いかに向き合うべきかという問いは、今日の教会に突きつけられている根本的課題である。教会はいかなる姿であるべきか、その自己理解と実践が改めて問われている。その際、何よりも基盤となるのは、イエス・キリストの言行を深く知り、それに従って生きることである。そのためには、聖書を表面的に用いるのではなく、共同体の中で深く読み、味わい、現代の文脈に照らして受け止め直す営みが不可欠であることは言うまでもない。

教会内部の諸問題に対しては、知られないまま放置された人権侵害が解決に至ることはなく、まず「気づき」と「意識化」が不可欠である。その第一歩として、教会における女性の周辺化と不可視化の実態を明らかにする必要がある。誰一人

として排除されない教会を築くためには、排除された、あるいは排除されていると感じている人々の声に、真摯に耳を傾ける姿勢が求められる。とりわけ、信徒の大多数を女性が占めているという現実を正面から受け止め、これまで「当たり前」とされてきた慣行や思考様式を問い直し、自由で主体的に変革へ踏み出す勇氣を持つことが重要である。そのためには、自らが排除された経験を持つか否か、あるいは弱い立場に置かれた人々に真に寄り添った経験を有しているかどうか、「気づき」へと至る重要な分岐点となるであろう。

こうした課題に対して、聖職者自らが率先して取り組むことが不可欠である。それこそが、聖職者主義を克服するための確かな道筋となる。具体的には、以下の点が重要である。

①共同体作り

一部の権力を持つ聖職者や信徒に限らず、全ての成員が同等に交わり、発言し、意思決定に参加できる共同体の構築。シノダリティの意識、連帯、平等、対話を重視し、心の分かち合いと相手を尊重して聴く姿勢を持つこと。

②人間の尊厳と人権の尊重

組織や権威よりも、人間そのものを大切にする姿勢を徹底する。弱い立場にある人々や虐げられ除外された人々との関わり、受容、包摂、多様性を重視する。

③出向く教会（対外的姿勢）

教会は社会の中で積極的に他者に向かい、弱者と共に歩む「出向いていく教会」を目指す。

④意識化と自己の省察

神との親密な関わりの中で、神の声と社会の脆弱な人々の声に耳を傾ける。個人の自由を尊重し、自由に意見が言える環境を整える。

⑤識別力・判断力・主体性の育成

成員一人ひとりが主体性を持ち、創造的に判断・行動できるよう促す。

⑥謙遜と誠実さ

教会の全ての成員が犯した過ちに対し、謙遜、正直かつ誠実に向き合う。旧約聖書のナアマンの癒やし（ヨルダン川に七度浸る）⁵に象徴されるように、謙遜な姿勢は個人と共同体の刷新に不可欠である。

2. 改革への道

諸制度に改革のメスを入れることは不可欠であるが、それだけで問題が解決す

るわけではない。とりわけ、長年にわたって形成されてきた意識や価値観、すなわちメンタリティの変革は、一朝一夕に成し遂げられるものではない。したがって、短期的な成果を求めるのではなく、長期的な視野に立ち、将来に希望を託しながら、養成と教育に継続的に力を注ぐことがきわめて重要であると考えられる。

①神学校の大改革

- －女性の従属的な立場を正当化するような神学を改革。
- －神学校でジェンダーに配慮した養成を徹底していく。
- －女性との健全な相互関係、ジェンダー感覚の養成、
- －聖書の女性像の再発見、女性教師の採用、
- －女性の入学許可等々。そのために男性の視点でしか企画できない神学校養成委員会に女性を加えることも喫緊の課題。
- －なによりもイエスの言葉と行いに倣って生きたいという熱意と実践。
- －教会改革の一環として、女性の従属的な立場を正当化する神学の見直しが求められる。
- －神学校においては、ジェンダーに配慮した養成を徹底し、女性との健全な相互関係やジェンダー感覚を養う教育を進めることが重要である。
- －聖書における女性像の再発見や女性教師の採用、女性の入学許可など、具体的な取り組みも必要である。
- －そのためには、従来は男性のみで構成されていた神学校養成委員会に女性を加えることも喫緊の課題となる。
- －何よりも重要なのは、イエスの言葉と行いに倣い、生きることへの熱意と実践である。

②キリスト教学校の教育

- －教育の基本には、愛、命、正義、兄弟愛、共同体といった福音的価値の確かな理解が必要である。
- －これらの価値に基づき、強制ではなく、自らの判断で主体的に生きることが求められる。
- －さらに、他者との関係性を重視し、他者の尊厳を大切にするとともに、広い視野で連帯や共存を意識して行動することが重要である。
- －善悪を判断する力だけでは不十分であり、善をどのように実行するかという教育が不可欠である。単に「迷惑をかけないように」と指導するだけでなく、積極的に何を行うかを考え、実践する教育が必要である。

—また、社会の周縁化された人々の存在を知り、寄り添う体験を通じて、具体的な理解と行動の力を養うことも重要である。

これらの課題に忍耐強く、かつ着実に取り組んでいくことによって、教会が本来の姿を取り戻し、社会に対しても信頼に足る確かな証しへと成長していくことを願うものである。

以上

〈註〉

- 1 参照：「これからの教会のありようを考える」第4章 森一弘著 女子パウロ会 2011年4月25日発行
- 2 ピエール・テイヤール・ド・シャルダン、フランス人のイエズス会の司祭で、古生物学者・地質学者、カトリック思想家である。
- 3 参照：「これからの教会のありようを考える」第4章 森一弘著 女子パウロ会 2011年4月25日発行
- 4 参照：拙稿「神学ダイジェスト」上智大学神学会誌 2025年夏号 <日本の教会の女性感覚とこれからの男女協働>
- 5 ヨルダン川は、ヘルモン山（標高2814m）の源流から、地球上最底の窪地である死海（海面下433m）へと流れ込む川であり、その名は「ヤルダーン（降りる）」に由来する。旧約聖書のナアマンの癒やしの物語にあるように、7回川に浸る行為は、完全な数とされる「7」に象徴される完全さをもって遡ることを意味する。